

## 岡崎市入札参加心得

### 目次

<b>【第1章 一般競争入札及び指名競争入札共通事項】</b>	
趣旨	… 2
入札保証金	… 2
公正な入札の確保	… 2
入札の取りやめ等	… 2
入札等	… 2
無効の入札	… 3
入札の辞退	… 4
入札の中止等	… 5
開札	… 5
再度入札	… 5
談合情報への対応	… 6
契約書の提出	… 6
契約の保証	… 6
特定の違法行為に対する措置	… 6
異議申立て	… 7
仮契約中の相手方の不正行為	… 7
その他	… 7
<b>【第2章 一般競争入札専用事項】</b>	
適用範囲	… 8
最低価格提示者	… 8
資格確認	… 8
資格確認の調査等	… 9
落札者の決定等	… 9
落札決定の保留	…10
<b>【第3章 指名競争入札専用事項】</b>	
適用範囲	…11
落札者の決定等	…11
落札決定の保留	…12
<b>【別記及び記入例】</b>	
別記1～2	…14～19
記入例1～4	…20～27

## 岡崎市入札参加心得

### 第1章 一般競争入札及び指名競争入札共通事項

#### (趣旨)

第1 この心得は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市指名競争入札実施要項、岡崎市電子入札実施要領、岡崎市郵便入札実施要領及び岡崎市物品等電子入札実施要領に定めるもののほか、岡崎市が行う競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（指名競争入札において指名された者を含む。）（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

#### (入札保証金)

第2 入札保証金は、免除するものとする。

#### (公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札を執行し、万一、市が事前に入札している情報どおりの入札結果となった場合、当該入札を無効とされても異議を申し立てることはできない。

3 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、当該入札に参加することをみだりに表明してはならない。

4 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無を問合せしてはならない。

#### (入札の取りやめ等)

第4 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札には参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 持参入札の場合において、入札参加者が2者未満である場合は、当該入札を取りやめる。

#### (入札等)

第5 入札は、入札ごとに公告又は指名通知に記載した手続きにより執行するものとする。

2 入札参加者は、次の各号に掲げるものを熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。

(1) 一般競争入札の場合においては、岡崎市一般競争入札実施要綱、公告、入札説明書（公示した場合に限る。）及び設計図書（設計書、図面、仕様書等の図書を総称していう。以下同じ。）等

(2) 指名競争入札の場合においては、岡崎市指名競争入札実施要綱、指名通知及び設計図書等

(3) 郵便入札の場合においては、前号に掲げるもののほか、岡崎市郵便入札実施要領等

3 入札参加者は、公告又は指名通知において、設計図書を電子配信とした入札に参加する場合は、インターネットなど情報通信技術を利用した事務処理システムにより、設計図書を入手す

るものとする。

- 4 指名競争入札の場合において、前号以外の場合は、指名通知の日から入札参加者に提供又は郵送する。
- 5 入札参加者は、持参入札の場合において、代理人をして入札させるときは、当該入札ごとに委任状を持参させなければならない。ただし、代表者の印による入札書をもって入札する場合は、この限りでない。
- 6 入札参加者は、持参入札の場合においては、入札書を別記1により作成し、封筒を記入例1により作成のうえ、封かんし、係員の指示するところにより提出するものとする。ただし、前項の規定により代理人をして入札させるときは、受任者職氏名を表記のうえ封かんし、係員の指示するところにより提出するものとする。ただし、郵便入札の場合においては、入札書を別記1により作成し、封筒を記入例1により作成のうえ封かんし、その封筒を郵送用の封筒に入れ、郵便により提出する。
- 7 前項の入札書は、楷書で明瞭に記入しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入しなければならない。
- 8 入札参加者は、建設工事の入札に参加する場合は、工事費内訳書を別記2により作成のうえ提出するものとする。ただし、予定価格が事後公表の場合、1回目の入札時のみ工事費内訳書を提出するものとし、2回目及び3回目の入札時は提出の必要はない。
- 9 一般競争入札の場合において、入札参加者は、岡崎市一般競争入札実施要綱に定める一般競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）に、必要事項を記載のうえ提出するものとする。建設工事については、同要綱申請書（様式第1号）、設計業務等については、同要綱申請書（様式第3号）、業務委託については、案件ごとに定められた申請書、物品購入については、同要綱申請書（様式第5号）を使用するものとする。ただし、物品購入の入札後資格確認型一般競争入札の場合においてはこの限りではない。
- 10 入札参加者は、その提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

（無効の入札）

第6 次に該当する入札は、無効とする。

- 1 持参入札又は郵便入札の場合において、次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に係る一切の権限の委任を受けていることが確認できない代理人のした入札
  - (3) 申請書を提出しない入札及び申請書に記載のない入札（一般競争入札の場合に限る。ただし物品購入の入札後資格確認型一般競争入札の場合はこの限りではない）
  - (4) 次の事項に記載のない入札
    - ア 入札金額
    - イ 建設工事にあつては、工事名及び工事場所。設計業務等及び業務委託にあつては、業務名及び業務場所。物品購入にあつては、品名及び規格
    - ウ 入札参加者の商号又は名称及び代表者氏名
  - (5) 入札金額を訂正した入札又は入札金額について錯誤と認められる入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 明らかに連合によると認められる入札
  - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (9) 郵便、電報、電話、ファクシミリ又は電子メールによる入札（ただし、郵便においては郵便入札の場合及び岡崎市電子入札実施要領第11条又は岡崎市物品等電子入札実施要領第11条の規定に基づき紙入札による参加が認められた者が行った場合を除く）
  - (10) 事前に入札している情報どおりの入札結果となった入札
  - (11) 建設工事において工事費内訳書を提出しない入札及び工事費内訳書に記載のない入札（1回目の入札に限る）
  - (12) 建設工事において入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない入札及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない入札（1回目の入札に限る）
  - (13) 税抜予定価格を超過した金額を記載した入札（物品購入及び賃貸借を除く）
  - (14) 民間企業と兼業している職員の関連法人等については、岡崎市職員の兼業先企業等に係る入札等制限要領第8条第1項に定められた必要書類を提出しない入札
  - (15) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 電子入札の場合において、次の各号の一に該当する入札は無効とする。
    - (1) 前項各号の一に該当する入札
    - (2) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
    - (3) 電子署名及び電子証明書のない入札
    - (4) 特定共同企業体において、当該共同企業体を代表する者のICカードによらない入札
    - (5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
    - (6) 同一案件において、電子入札及び紙入札による入札書を提出した入札
  - 3 前2項に該当する入札を行った者に対し、入札の参加を停止又は制限することがある。
  - 4 一般競争入札の場合においては、第1項第9号及び第2項第1号の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める「欧州連合等の供給者」が、郵便による入札を行った場合は、入札を無効としないものとする。

#### （入札の辞退）

第7 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 持参入札の場合において、入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うものとする。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うものとする。
- 3 電子入札又は郵便入札の場合において、入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出するものとする。なお郵便入札の場合においては、入札日時前までに、入札辞

退届を郵送又は持参等により提出する。

- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 一般競争入札の場合において、入札辞退届を提出しない辞退者に対し、前項の規定を準用せず、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。
- 6 指名競争入札の場合において、入札辞退届を提出しない辞退者に対し、第4項の規定を準用せず、入札の参加を制限することができる。

(入札の中止等)

第8 天災地変その他の理由により、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(開札)

第9 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。ただし、電子入札又は郵便入札の場合においては、公告又は指名通知に記載した場所及び日時に行うものとする。

- 2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。ただし、電子入札又は郵便入札の場合にあっては、この限りでない。

(再度の入札)

第10 入札回数が初度の入札を含めて2回以上を限度とする入札で開札をした場合において、各人の入札のうち税抜予定価格(※1)の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ち(電子入札の場合にあっては、指定した日時)に再度の入札を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた場合にあっては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で税抜最低制限価格(※2)以上の価格の入札がないとき又は低入札調査基準価格を設けた場合にあっては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第2条第1項第5号に規定する税抜失格基準価格以上の価格の入札がないときは、直ち(電子入札の場合にあっては、指定した日時)に再度の入札を行う。

3 持参入札又は郵便入札の場合において、次の各号の一に該当する者は、第1項及び第2項に規定する再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 直前の入札で税抜最低制限価格未満の価格の入札をした者又は税抜失格基準価格未満の価格の入札をした者
- (2) 直前の入札に参加しなかった者
- (3) 直前の入札において契約の履行が不可能な価格の入札をした者
- (4) 第6第1項の規定に該当する入札をした者(ただし、同項第6号及び第11号から第13号の規定に該当する入札をした者並びに入札ごとに再度の入札に参加できると定められた者を除く)

4 電子入札の場合において、次の各号の一に該当する者は、第1項及び第2項に規定する再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 直前の入札で税抜最低制限価格未満の価格の入札をした者又は税抜失格基準価格未満の価格の入札をした者
- (2) 直前の入札に参加しなかった者

- (3) 直前の入札において契約の履行が不可能な価格の入札をした者
- (4) 第6第2項の規定に該当する入札をした者（ただし、第6第1項の規定のうち第6号及び第11号から第13号の規定に該当する入札をした者並びに入札ごとに再度の入札に参加できると定められた者を除く）
- 5 入札執行回数は、初度の入札を含め3回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあつては、1回とし、電子入札による建設工事の入札のうち予定価格を事後公表している場合及び郵便入札の場合にあつては、2回とする。
- ※1 予定価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額
- ※2 最低制限価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額

（談合情報への対応）

第11 契約を締結する前に談合情報が入り、公正入札調査委員会で信憑性が極めて高いとは言えないと判別した場合には、誓約書を提出すれば契約するものとする。

また、契約締結した後に談合情報が入り、公正入札調査委員会で信憑性が極めて高いとは言えないと判別した場合でも、誓約書を提出すれば契約は継続するものとする。

（契約書の提出）

第12 契約書を作成する場合には、落札者は、市から交付された契約書に記名押印し、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）第28条に定められた期間内に、これを市に提出しなければならない。ただし、議会の議決を要する契約の締結については、速やかに仮契約書を作成し、議決後本契約書を作成するものとする。

2 落札者が、市の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の保証）

第13 落札者は、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上の工事請負契約を締結する場合は、契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる契約の保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(3) この契約による債務の履行を保証とする公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

(特定の違法行為に対する措置)

第14 談合その他不正行為に対応するため、すべての契約について、損害賠償の予約を条件として付すこととする。

(異議申立て)

第15 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(仮契約中の相手方の不正行為)

第16 仮契約の相手方(仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか)が、本市との契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、当該仮契約は議会に提出せず、本契約を締結しないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(その他)

第17 持参入札等における入札書等の記載例は、別紙のとおりとする。

## 第2章 一般競争入札専用事項

### (適用範囲)

第18 第19から第23の規定は、一般競争入札においてのみ適用する。

### (最低価格提示者)

第19 この心得において最低価格提示者とは、第6第1項又は第2項に該当する者以外の者で、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 税抜予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者
  - (2) 最低制限価格を設けた場合にあつては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で、税抜最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者。
  - (3) 低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で、税抜失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者。ただし、総合評価方式による一般競争入札において低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で、税抜失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条の規定により算出された数値（以下「評価値」という。）が最も高い者。
- 2 持参入札の場合において、最低価格提示者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて第20に規定する資格確認を行う順序を決定する。
- 3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### (資格確認)

第20 入札参加資格の確認の順序は、入札執行の順序により行う。

- 2 入札参加資格の確認は、第19第1項各号の規定による最低価格提示者又は同第2項の規定による最低価格提示者のうち、くじ引きにより第一順位とされた最低価格提示者に対して行うものとする。確認の結果、当該最低価格提示者について入札参加資格を有していないと認めた場合は、次順位の者について当該資格の確認を行い、当該資格を有する者が確認できるまで行うものとする。
- 3 前項に規定する確認は、入札書、工事費内訳書（建設工事の1回目の入札に限る）及び申請書により行うものとし、物品購入の入札後資格確認型一般競争入札によるものは、入札書により行うものとする。ただし、必要に応じて、別途資料を求めることがある。
- 4 前2項の規定にかかわらず、簡易型、標準型及び高度記述提案型総合評価方式による一般競争入札においては、申請書を提出した者全ての申請書を入札前に確認する。ただし、入札書及び工事費内訳書（建設工事の1回目の入札に限る）については、第19第1項第3号に規定する最低価格提示者について確認する。確認の結果、当該最低価格提示者について入札参加資格を有していないと認めた場合は、評価値が次順位の者を最低価格提示者とし、当該資格の確認を行い、当該資格を有する者が確認できるまで行うものとする。また、最低価格提示者が2者以

上いた場合は最低価格提示者全ての入札書及び工事費内訳書（建設工事の1回目の入札に限る）を確認する。

- 5 前項に規定する一般競争参加資格申請書の確認の結果は、一般競争参加資格申請書を提出した全ての入札参加者に対して、岡崎市一般競争入札実施要綱に定める競争参加資格確認通知書により、通知するものとする。

（資格確認の調査等）

- 第21 第20第2項の規定による確認を行うにあたり、適正を期するため特に必要があると認めるときは、落札候補者（第20第2項の規定により入札参加資格の確認の対象となる者をいう。以下第13において同じ。）に対して調査を行うことがある。
- 2 落札候補者が正当な理由がないにもかかわらず、前項の調査に応じないときは、当該落札候補者を落札者とせず、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。
- 3 第20第4項の規定による確認を行うにあたり、適正を期するため特に必要があると認めるときは、入札参加者に対して調査を行うことがある。
- 4 入札参加者が正当な理由がないにもかかわらず、前項の調査に応じないときは、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。

（落札者の決定等）

- 第22 落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行う。
- 2 第20に規定する資格確認の結果、落札候補者（第20第2項の規定により入札参加資格の確認の対象となる者又は第20第4項に規定された最高評価値取得者をいう。以下同じ。）について入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者と決定し、落札決定した旨を通知する。ただし、入札参加資格を有していると認められた落札候補者が2者以上いた場合は、くじによって落札者を決める。この場合であって、当該落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、低入札調査基準価格を設けた場合において、当該落札候補者が税抜低入札調査基準価格（※1）未満の価格で申込みをした者である場合は、入札参加資格を有していると認めた場合であっても落札者とせず、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、契約内容に適合した履行がされると認められるか否かを決定する。ただし、当該落札候補者が2者以上いた場合は、くじによって落札候補者を決める。この場合であって、当該落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。くじによって決まった落札候補者が税抜低入札調査基準価格未満の価格で申込みをした者である場合は、入札参加資格を有していると認めた場合であっても落札者とせず、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、契約内容に適合した履行の可否を決定するものとする。
- 4 前項の規定により契約内容に適合した履行が見込めると決定した場合は、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱及び総合評価方式に関する実施要領に規定により落札者を決定するものとする。
- 5 前3項の場合において、当該落札候補者が岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく

調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めないと決定した場合は、次順位の落札候補者について前2項の規定を準用する。ただし、落札候補者が複数いた場合は、再度、くじによって落札候補者を決める。

- 6 第20に規定する資格確認の結果（同条第5項の確認の結果を除く）、落札候補者について第6第1項第1号に該当し、入札参加資格を有していないと認めるときは、当該落札候補者に対し、岡崎市一般競争入札実施要綱に定める一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。建設工事の場合は、同要綱通知書（様式第2号）、設計業務等及び業務委託の場合は、同要綱通知書（様式第4号）、物品購入の場合は、同要綱通知書（様式第6号）を使用するものとする。
  - 7 入札参加者に対する通知は、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。
  - 8 前項の通知は、市のホームページに入札結果として掲載する方法により当該入札参加者に通知できるものとする。
  - 9 落札者が落札決定から契約締結日（仮契約を締結する場合は、原則、仮契約締結日とする。）までに、岡崎市一般競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加資格を失った場合は、落札決定を取り消す。
- ※1 低入札調査基準価格から、消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額

（落札決定の保留）

- 第23 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、第22の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができる。

### 第3章 指名競争入札専用事項

(適用範囲)

第24 第25及び第26の規定は、指名競争入札の場合においてのみ適用する。

(落札者の決定等)

第25 落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行い、落札者の決定は、次の各号に掲げる  
ところにより行う。ただし、総合評価方式の場合は、次項による。

- (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で税抜最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を発表する。
  - (2) 最低制限価格を設けない場合にあつては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を発表する。
  - (3) 持参入札の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札の場合においては、電子くじにより落札者を決定する。また、郵便入札の場合においては、当該入札者が入札書に記入した3桁以内の数字をくじ用数値として用いて、くじを実施する。くじ用数値が未記入の場合は、999とする。
  - (4) 前号の持参入札の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (5) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、建設工事の場合は、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする前に、当該参加者の工事費内訳書（1回目の入札に限る）の内容を確認する。確認の結果、最低の価格をもって申込みをした者の入札が第6第1項又は第2項の規定により無効となった場合は、次順位の者の工事費内訳書（1回目の入札に限る）を確認する。この場合において、第1号及び第2号に「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは、「次順位の者」と読み替えるものとする。
  - (6) 第3号の規定にかかわらず、建設工事の場合は、くじを引く前に、落札となるべき同価格の入札をした者全ての工事費内訳書（1回目の入札に限る）の内容を確認する。確認の結果、無効となった者はくじに参加させず、同価格の入札をした者全てが無効となった場合は、次順位の者の工事費内訳書（1回目の入札に限る）を確認する。この場合において、第1号及び第2号に「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは、「次順位の者」と読み替えるものとする。
- 2 総合評価方式の場合における落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行い、落札者の決定は、次の各号に掲げるところにより行う。
- (1) 低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、税抜予定価格の制限の範囲内の価格で税抜失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条により算出された数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札候補者とする。当該落札候補者の申込みした価格が税抜低入札調査基準価格未満である場合は、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、契約内容に適合した履行の可否を決

定するものとする。ただし、当該落札候補者が2者以上いた場合は、くじによって落札候補者を決める。この場合であって、当該落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。くじによって決まった落札候補者が税抜低入札調査基準価格未満の価格で申込みをした者である場合は、入札参加資格を有していると認めた場合であっても落札者とせず、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、契約内容に適合した履行の可否を決定するものとする。

- (2) 前号に規定する落札候補者が税抜低入札調査基準価格以上の価格を持って申込みをしている場合又は前号に規定する調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めると決定した場合は、当該落札候補者を落札者と決定する。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、当該落札候補者を落札者と決定する前に、当該落札候補者の工事費内訳書（建設工事の1回目の入札に限る）の内容を確認することとする。
  - (4) 第1号に規定する調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めないと決定した場合は、評価値が次順位の者を落札候補者とする。ただし、落札候補者が複数いた場合は、再度、くじによって落札候補者を決める。
  - (5) 前号の場合において、第1号及び第2号に「落札候補者」とあるのは、「評価値が次順位の者」と読み替えるものとする。
- 3 落札者が落札決定から契約締結日（仮契約を締結する場合は、原則、仮契約締結日）までに、岡崎市指名競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加資格を失った場合は、落札決定を取り消す。

（落札決定の保留）

第26 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、第25の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができる。

## 附 則

- 1 この心得は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 2 令和2年4月1日から施行した岡崎市一般競争入札参加心得は、廃止する。
- 3 令和2年8月1日から施行した岡崎市指名競争入札参加心得は、廃止する。
- 4 この心得は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 5 この心得は、令和5年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 6 この心得は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 7 この心得は、令和5年9月25日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 8 この心得は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 9 この心得は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。
- 10 この心得は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

別記1 (建設工事)

# 入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 工 事 名

2 工 事 場 所

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (設計業務等及び業務委託)

# 入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 業 務 名

2 業 務 場 所

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (郵便入札用)

# 入 札 書

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

1. 業 務 名 .....

2. 業 務 場 所 .....

くじ用数値			
-------	--	--	--

※3桁以内の数値を記入する。

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地 .....

商号又は名称 .....

代表者氏名 .....

担当者名：

連絡先： .....

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (物品購入)

# 入 札 書

(見積合計金額)

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内 訳

品 名	規 格 品 質	数 量	単 位	単 価		金 額
				円		円
						見積合計金額
						消費税及び 地方消費税の額
						契約希望金額

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

令和 年 月 日

住所又は所在地 .....

商号又は名称 .....

代表者氏名 .....

担当者名：

連絡先： .....

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (郵便入札用)

# 入 札 書

(見積合計金額：消費税及び地方消費税を含まない金額)

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内 訳

品 名	規 格 品 質	数 量	単 位	単 価	金 額
				円	円
				見積合計金額	
				消費税及び 地方消費税の額	
				契約希望金額	

くじ用数値			
-------	--	--	--

※3桁以内の数値を記入する。

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地.....

商号又は名称.....

代表者氏名.....

担当者名：

連絡先：.....

(宛先) 岡 崎 市 長

別記2

## 工事費内訳書

工事名	
工事場所	

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	

名称	金額 (円)	摘要
直接工事費	/	
I. 直接工事費計		
うち材料費		
うち労務費		
II. 共通仮設費		
III. 現場管理費		
うち法定福利費の事業主負担額 (※)		
うち建設業退職金共済契約に係る掛金		
工事原価のうち安全衛生経費		
IV. 一般管理費等		
工事価格		<b>I + II + III + IV</b>

※ 建築系の工事の場合は、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」



## 記入例2

(建設工事・設計業務等・業務委託)

# 入札書

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	5	5	0	0	0	0	0

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 工事名

公告又は指名通知書及び設計図書記載のとおりとする

2 工事場所

「工事名」、「工事場所」は入札案件にあわせて「業務名」等に適宜変更すること

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

日付をお忘れなく

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

担当者名及び連絡先の記入をお忘れなく。

(宛先) 岡 崎 市 長

## 記入例2

(業務委託等：郵便入札)

# 入札書

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

(注：消費税及び地方消費税を含まない金額)

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	5	5	0	0	0	0	0

1. 業務名

指名通知書及び設計図書記載のとおりとする。

2. 業務場所

くじ用数値	7	7	7
-------	---	---	---

※3桁以内の数値を記入する。

くじ用数値を記入すること。  
未記入の場合は、999とする。

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

## 記入例2

(物品購入)

# 入 札 書

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

(見積合計金額)

金額		十	億	百	十	万	千	百	十	円
	¥			5	3	4	0	0	0	0

内 訳

品 名	規 格 品 質	数 量	単 位	単 価	金 額
〇〇機	△△型	2	台	円 2,670,000	円 5,340,000
見積合計金額					¥5,340,000
消費税及び 地方消費税の額					¥534,000
契約希望金額					¥5,874,000

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

令和 年 月 日

日付をお忘れなく

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

代理人による入札の場合は、必ず担当者名及び連絡先を記入してください。

## 記入例2

(物品購入：郵便入札)

# 入札書

(見積合計金額)

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

金額		十	億	¥	百	十	万	千	百	十	円
					5	3	4	0	0	0	0

内訳

品名	規格品質	数量	単位	単価	金額
〇〇機	△△型	2	台	円 2,670,000	円 5,340,000
見積合計金額					¥5,340,000
消費税及び地方消費税の額					¥534,000
契約希望金額					¥5,874,000

くじ用数値を記入すること。  
未記入の場合は、999 とする。

くじ用数値	7	7	7
-------	---	---	---

※3桁以内の数値を記入する。

岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

日付をお忘れなく

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

代理人による入札の場合は、必ず担当者名及び連絡先を記入してください。

(宛先) 岡崎市 長

### 記入例3

## 工事費内訳書

工事名	道路改良工事
工事場所	岡崎市十王町地内

住所又は所在地	岡崎市十王町2丁目9番地
商号又は名称	岡崎太郎株式会社
代表者氏名	岡崎太郎

名称	金額 (円)	摘要
直接工事費		
道路改良		
○○工	1,000,000	
△△工	2,000,000	
□□工	3,000,000	
◇◇工	4,000,000	
××工	5,000,000	
I. 直接工事費計	15,000,000	
うち材料費	6,000,000	
うち労務費	6,000,000	
II. 共通仮設費	2,056,000	
III. 現場管理費	4,963,000	
うち法定福利費の事業主負担額 (※)	500,000	
うち建設業退職金共済契約に係る掛金	500,000	
工事原価のうち安全衛生経費	2,941,000	
IV. 一般管理費等	500,000	
工事価格	24,960,000	<b>I + II + III + IV</b>

※ 建築系の工事の場合は、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

## 記入例4

(建設工事・設計業務等・業務委託)

「工事名」、「工事場所」は  
入札案件にあわせて「業務  
名」等に適宜変更すること

# 入札辞退届

1 工 事 名

公告又は指名通知書及び設計図書のとおりとする

2 工 事 場 所

上記の競争入札について、都合により辞退します。

日付をお忘  
れなく

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名：

連絡先：

(宛先) 岡 崎 市 長

**記入例4**

(物品購入)

# 入札辞退届

物 品 名 .....

上記の競争入札について、都合により辞退します。

日付をお忘  
れなく

令和 年 月 日

住所又は所在地 .....

商号又は名称 .....

代表者氏名 .....

担当者名：

連絡先： .....

(宛先) 岡 崎 市 長